

令和元年度

第12回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和2年3月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第12回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)	4件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の 利用状況確認について	6件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願 について	4件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画(案)の決定について	22件
議案第8号	農用地利用配分計画(案)の意見について	4件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出 について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出 について	37件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	9件

<出席委員> (16名)

1 番 石 井 一 也	2 番 市 原 律 子
3 番 横 山 清 亮	4 番 小 川 友 安
5 番 清 宮 惠 理 子	6 番 齊 藤 憲 次
7 番 浅 川 政 明	8 番 長 谷 川 秀 明
9 番 高 橋 芳 和	10 番 竹 下 洋 一
11 番 秋 庭 重 樹	12 番 中 村 浩 道
13 番 西 郡 高 夫	14 番 伊 原 茂 久 (職務代理者)
15 番 齋 藤 元 治	17 番 梶 本 泉

<事務局説明員>

事 務 局 長	松 浦 良 恵	次 長	岡 本 茂 之
次 長 補 佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

開 会 （ 午前 9 時 3 0 分 ）

議長
(伊原職務代理)

ただいまより、令和元年度第 1 2 回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17 人中 16 人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第 1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 1 1 番 秋庭 重樹 委員
議席番号 1 2 番 中村 浩道 委員

のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ですが、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）」との関連案件ですので、後程併せて上程いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第 2 班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第 2 班
(槁本班長)

ご説明いたします。

議案第 2 号第 1 項です。

議案書の 2 ページをご覧ください。

お手元の資料は資料番号 2-1 をご参照ください。

本案件は、養豚場の進入路及び駐車場用地とするものです。

申請地は、中野インターチェンジから北に約 2 キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第 2 班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(伊原職務代理)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(槁本班長)

ご説明いたします。
議案第3号ですが、第1項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。
議案書3ページをご覧ください。
お手元の資料は資料番号3-1をご参照ください。
資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。
本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジの北に位置する農地です。
農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。
現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
被害防除は、既存ブロックで土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

議長
(伊原職務代理)

議場

お手元の資料は資料番号3-2をご参照ください。
資料は位置図、公図、を添付しております。
本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。
申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約2.5キロメートルに位置する農地です。
農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。
第1種農地は原則転用が不可とされていますが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、集落に接続して設置される住宅であることから例外として認められるものです。
被害防除は、ブロックを設置して土砂の流出を防止します。
排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。
他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書の4ページをご覧ください。
第3項は、今回の審議案件とはいたしません。

次に第4項です。
お手元の資料は資料番号3-4を併せてご覧下さい。
本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。申請土地は、大宮インターチェンジの南西に位置する農地です。
農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(伊原職務代理)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号「農地法第3条による許可申請について」を一括して上程いたします。
事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(槁本班長)

ご説明いたします。
議案書の5ページをご覧ください。
第1項から第3項については一体案件となりますので、合わせてご説明いたします。
資料は資料番号4-1から4-3で表示されている位置図・土地利用計画図を御覧ください。

本件は、千葉市富田都市農業交流センターに、シバザクラ等の開花時期、来場者が増加するため、当該施設の管理者である法人が若葉区富田町の方が所有する近隣の畑3筆の一部、合計4,726平方メートルに使用貸借権を設定し、一時的に「駐車場用地」として使用したい、というものです。

使用にあたり、造成などの工事はございません。
一時転用期間は、令和2年3月20日～5月19日までとなります。

議案書の7ページをご覧ください。
第4項です。本件は、議案第1号との関連案件となりますので、一括してご説明いたします。
資料は、資料番号1-1及び4-4で表示されている位置図・公図・土地利用計画図を御覧ください。

本件は、東京都中央区に本店を置く法人が、佐倉市に本店を置く法人が所有する緑区平川町の畑、1筆において「営農型太陽光発電設備」を設置したいというものです。

議長
(伊原職務代理)

清宮委員

事務局

横山委員

議案第1号においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。

議案第4号第4項においては、農地に設置する支柱部分等について、一時的に転用します。

施設の概要としては、設置面積620.864平方メートル、農地接地面積0.4773平方メートル、出力49.5キロワット、所要金額は1,640万円となります。

当該地の現況は、木が繁茂している荒廃農地です。

本件の一時転用期間は、「荒廃農地を再利用する場合」の「10年以内」が適用され、許可承認日からの10年間です。

議案第1号第1項の区分地上権についても、同じく10年間で設定されます。

下部の営農については、第10回総会において営農計画の審査を受け、千葉市での営農を開始した、佐倉市に本店を置く法人が行うもので、作付け予定作物は「さといも」です。

連作障害対策として、3年目からは「ラッキョウ」の作付けも行っていく予定である旨、設備下部における営農計画が提出されています。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いします。

第4項について営農型太陽光発電事業の下部で営農をする者の営農状況を教えてください。

申請地は、太陽光発電の機器設置準備中であり、営農はまだ開始されていません。

当該法人で営農に従事する者は、佐倉市において3ヘクタール程度の農地でスイカ、トマト、ニンジンなどを生産する農家です。

第1項から第3項について、定期的に申請されている議案であり、過去の総会において手続きの簡素化を検討すると聞きました。

その後の取り組み状況を教えてください。

事務局	法定書類については省略できませんが、その他の書類のうち前回と同様の内容であるものについては、再提出を求めないようにしました。
議長 (伊原職務代理)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (伊原職務代理)	賛成全員でございますので、議案第1号及び議案第4号は、許可と決定いたします。 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (梶本班長)	ご説明いたします。 議案書の8ページをご覧ください。 第1項から第4項までが千葉東税務署管内、第5項から第6項までが千葉南税務署管内の20年経過予定案件です。 第1項です。 美浜区打瀬在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている若葉区更科町の田2筆、畑5筆、合計面積9,813.86平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月24日の現地調査により、猪野推進委員に確認していただきました。 第2項です。 若葉区富田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田4筆、畑3筆、合計面積10,809.28平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、1月28日の現地調査により、深山推進委員に確認していただきました。 第3項です。 若葉区富田町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑4筆、合計面積8,260平方メートルについて、

すべて自ら耕作の用に供していることを、1月28日の現地調査により、深山推進委員に確認していただきました。

第4項です。

若葉区野呂町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田1筆、畑1筆、合計面積12,171平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、2月20日の現地調査により、植草推進委員に確認していただきました。

第5項です。

緑区平川町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の田3筆、畑9筆、合計面積12,551平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、2月21日の現地調査により、片桐推進委員に確認していただきました。

第6項です。

緑区高津戸町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑1筆、合計面積1,600.65平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、2月5日の現地調査により、小川推進委員に確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたし

(伊原職務代理)

ます。

次に、議案第 6 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第 2 班長、ご説明をお願いします。

事前審査第 2 班
(槁本班長)

ご説明いたします。

議案書の 1 1 ページをご覧ください。

第 1 項です。

稲毛区作草部町に在住の方が所有している、同町の畑 2 筆、面積 3, 4 4 7 平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和 2 年 2 月 2 6 日の現地調査により、鈴木推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

次に、第 2 項です。

花見川区検見川町一丁目に在住の方が相続した、同区花園町の畑 2 筆、及び同区浪花町の田 2 筆、畑 2 筆、面積 3, 4 8 6 平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和 2 年 2 月 2 7 日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。
議案書の 1 2 ページをご覧ください。

第 3 項です。

稲毛区小深町に在住の方が所有している、同町の畑 2 筆、面積 1, 9 9 2 平方メートルについて、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であったことを、令和 2 年 2 月 2 8 日の現地調査により、大宮推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

次に、第 4 項です。

花見川区長作町に在住の方が所有している、同町の畑 2 筆、面積 1, 0 4 0 平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和 2 年 2 月 2 8 日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第 2 班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

	説明は以上です。
議長 (伊原職務代理)	ただいまの、事前審査第２班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いします。
議場	———— 質問・意見等なし ————
議長 (伊原職務代理)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第２班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (伊原職務代理)	賛成全員でございますので、議案第６号は、承認と決定いたします。 次に、議案第７号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第１６項について、〇〇〇〇委員が権利者となっております。 農業委員会等に関する法律第３１条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨、規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第１６項を審議、採決し、その後、関係委員に入室いただき、第１項から第１５項、第１７項から第２２項を審議、採決することとします。 それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
関係委員	———— 関係委員退室 ————
議長 (伊原職務代理)	それでは初めに、第１６項について、事前審査第２班長、説明をお願いします。
事前審査第２班 (橋本班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定によ

り、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

議案書の20ページをご覧ください。

先月の合同会議において事務局より説明がありましたとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う、一括方式が導入されました。

第16項は、この一括方式によるもので、議案書には、権利者、義務者のほか、これを仲介する農地中間管理機構を転貸者として記載しております。

若葉区中野町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同町の田3筆、合計面積5,559㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(伊原職務代理)

賛成全員でございますので、第16項については、原案どおり決定いたします。

関係委員	それでは、関係委員にご入室いただきます。 ——— 関係委員入室 ———
議長 (伊原職務代理)	続いて、事前審査第2班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (橋本班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の13ページをご覧ください。 第1項は、若葉区野呂町在住の方が所有する同区谷当町の田3筆、合計面積6,755㎡を同区谷当町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。 権利者は高齢ですが、息子さんが後継者として従事しています。 第2項は、若葉区桜木在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方の所有する同町の畑5筆、合計面積4,837㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「イチゴ、トマト、オクラ」です。 次に、14ページをご覧ください。 第3項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、中央区長洲在住の方の所有する緑区板倉町の畑1筆、面積991㎡に新たに賃借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「キャベツ、大豆」です。 第4項から15ページの第5項は、権利者が同一のため一括してご説明します。 緑区誉田町在住の農家の方が、同区平山町在住の方、他2名の所有する同区誉田町、平山町の畑4筆、合計面積12,998㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「トウモロコシ、赤キャベツ、落花生」です。 第6項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区富田町町在住の方の所有する同町の畑4筆、合計面積6,277㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ネギ」です。

次に、１６ページをご覧ください。

第７項は、佐倉市坂戸在住の農家の方が、若葉区谷当町在住の方の所有する同町の田９筆、合計面積２２，０１０㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は６年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第８項から１７ページの第９項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

中央区春日在住の農家の方が、若葉区富田町在住の方２名の所有する同町の畑２筆、合計面積６，００２㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は６年、権利者の作付品目は「ネギ」です。

第１０項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する同区大井戸町の畑２筆、合計面積４，８９９㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は１０年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ、サツマイモなど」です。

次に、１８ページをご覧ください。

第１１項から２３ページの第２２項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、貸し手と機構、機構と借り手の２段階の貸し借りの手続きをまとめて行う、一括方式が導入されました。

従来の２段階方式についてはまとめて、一括方式については、権利者ごとにご説明します。

第１１項から１９ページの第１４項は、従来の２段階方式の農地中間管理事業に係る案件のため、一括でご説明します。

緑区高田町在住の方、他３名の所有する畑５筆、合計面積１１，７３８㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は、１０年です。

第１１項から第１４項は、農地中間管理機構が作成する議案第８号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

次に、２０ページをご覧ください。

以降は、一括方式の案件です。

第１５項は、市原市瀬又在住の農家の方が、緑区越智町在住の方が所有する同町の畑１筆、面積９３２㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は１０年、権利者の作付品目は「切花」です。

６０日以上に従事者は権利者お一人ですが、繁忙期には、息子さんや娘さんが手伝われているとのことでした。

次に、21ページをご覧ください。

第17項から22ページの第19項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

緑区越智町在住の農家の方が、同区下大和田町在住の方、他2名の所有する同町及び同区越智町の畑8筆、合計面積20,117㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は第18項が5年、第17項、第19項が10年です。

権利者は、新規就農者で、農政センターで、昨年1月から、新規就農希望者研修を受けており、また、昨年の11月28日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。

新規就農者としては大規模な経営となりますが、奥さんの実家が越智町で農業経営しており、農業関係の知人も多数あることから、これらの方々の支援を受けながら、経営していくとのことであり、繁忙期には、知人などの短期雇用を予定しております。

作付品目は「ニンジン、ショウガ、キャベツ、ブロッコリー」です。

第20項から23ページの第22項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

若葉区御殿町在住の農家の方が、同区中野町在住の方、他2名の方の所有する同区中田町、御殿町の畑3筆、合計面積4,073㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

権利者は、新規就農者で、農政センターで、昨年1月から、新規就農希望者研修を受けており、また、昨年の11月28日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員により、就農計画について協議したところです。

作付品目は「イチゴ、サツマイモ」を予定しており、研修受講前に2年間働いていた市内のイチゴ農家さんの支援などもいただきながら、経営にあたるとのことです。

第1項から第22項の合計面積は、107,188㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(伊原職務代理)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたしますが、第4項の権利者である法人について、△△△△委員が代表理事を務めておられます。

農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己に関する事項について、議事に参与することができない旨、規定されていることから、はじめに、関係委員にご退室いただいた上で、第4項を審議、採決し、その後、関係委員に入室いただき、第1項から第3項までを審議、採決することとします。

それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。

関係委員

——— 関係委員退室 ———

議長
(伊原職務代理)

それでは、第4項について、説明をお願いします。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。
議案書の26ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、以前に中間管理権を取得した農地を、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

	中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の２段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを２段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。 意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。 第４項は、若葉区野呂町の畑２筆、合計面積１０，３７６㎡を、緑区菅田町の農事組合法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和１０年８月３１日までの約８年５か月間、権利者の作付品目は「落花生」です。 以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて担い手へ貸し付けていた農地について、その中途解約に伴い、機構が新たな担い手へ貸し付けるものです。 事前審査第２班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第１８条第４項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (伊原職務代理)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第２班の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。
議場	——— 質問・意見等なし ———
議長 (伊原職務代理)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第２班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (伊原職務代理)	賛成全員でございますので、第４項については、原案どおり決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
関係委員	——— 関係委員入室 ———

議長
(伊原職務代理)
事前審査第2班
(梶本班長)

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

ご説明いたします。
議案書の25ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、議案第7号第11項から第14項までご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大等を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

第1項は、緑区高田町の畑2筆、合計面積8,833㎡を、同町在住の農家の方に新たに賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和12年3月31日までの約10年間、権利者の作付品目は「ニンジン、コマツナ、サトイモ、落花生」です。

60日以上に従事者は権利者お一人ですが、繁忙期には息子さんが手伝われているとのこと。

第2項は、花見川区武石町の畑2筆、合計面積2,297㎡を、同町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和12年3月31日までの約10年間、権利者の作付品目は「ニンジン、ネギ、キャベツ、レタスなど」です。

次に26ページをご覧ください。

第3項は、花見川区武石町の畑1筆、面積608㎡を、同町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和12年3月31日までの約10年間、権利者の作付品目は「ネギ、キャベツ」です。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第8号の説明は以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないので、採決いたします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(伊原職務代理)

賛成全員でございますので、議案第8号は「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から5号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の29ページまでに4件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の30ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の31ページまでに10件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の32ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の37ページまでに37件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交

付いたしました。

議案書の３８ページをご覧ください。

報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、３件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

机上配布いたしました報告第５号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は９件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(伊原職務代理)

ただいまの報告第１号から第５号について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(伊原職務代理)

質問、意見等ないようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第１２回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （ 午前１０時３０分 ）